

補助金調書

補助金名	福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金			担当課 (連絡先)	こども未来局こども健やか部こども見守り支援課 (TEL 711-4762)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	地域団体、NPO法人等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	通年			
(公募の場合) 応募要件	主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを対象に、食事の提供と居場所づくり又はフードパントリーを行う団体					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成28	年度	経過年数	11	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを対象に、食事の提供と居場所づくりを行う事業の実施に要する経費の助成を行うことにより、子どもが健やかに育成される環境整備を促進すること。</p> <p>【補助対象事業】 要綱に規定する要件を満たす以下の事業 (1)食事の提供と居場所づくりを行う事業 (2)フードパントリー(食料等無料配布)を行う事業</p>					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	子どもたちが健やかに育成される環境整備を促進するためには、活動団体の拡充が不可欠であるが、活動団体の多くはNPO法人や地域ボランティア団体であり、財政基盤が弱いことから当該補助金を継続する必要がある。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	<p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業開始経費…工事請負費、備品購入費、その他経費 ●事業実施経費…賃借料又は会場借上料、需用費、役務費、工事請負費又は備品購入費、負担金及び報償費 ●学習支援経費…需用費、報償費 ●長期休業期間中開催加算…学校の長期休業期間が属する月(4月・7月・8月・12月・1月・3月)の1か月間の開催回数が4回を超える場合で、5回以上かつ長期休業期間中の開催に関する経費に対して補助金を加算。 <p>【算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象経費の3分の2以下。ただし以下の上限額あり。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始経費…10万円 ・事業実施経費…15～60万円 ・学習支援経費…3～12万円 ●長期休業期間中開催加算 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施経費と学習支援経費それぞれについて、年間総経費額を年間総開催回数で按分し、加算対象回数を乗じて算定 				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	(91) 件	75 件	49 件		
	31,921 千円	(23,143) 千円	19,549 千円	14,010 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	交付団体において、子どもへの食事の提供と集団遊びなどの居場所づくり、学習支援などの活動が実施された。					
補助金交付 による効果	子どもたちに食事と安心して過ごすことのできる居場所を提供する活動への支援や、そのような活動を行う団体の広がりにも寄与できた。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。